

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月18日
岩手県知事 達増 拓也

1 調達内容

(1) 業務件名

令和8年度岩手県旅券関連物品運送業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 集荷、配達場所及び運送見込数量

岩手県パスポートセンター、岩手県内28箇所の旅券窓口

岩手県パスポートセンター ⇄ 岩手県内各旅券窓口 28箇所間 3,925回

(5) 入札方法

入札はサイズ毎の単価で行うものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による国土交通大臣の営業許可を有する者であること。
- (5) 岩手県内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、岩手県パスポートセンターから概ね20km圏内の場所において発送物の納品受け及び発送業務を行うことができる者であること。
- (6) この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約にかかる入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていないこと。

- (7) この公告の日から落札決定までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (8) (6)又は(7)の文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から1月を経過していること。
- (9) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号 020-0045

岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号

岩手県パスポートセンター

電話番号 019-606-1720

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、ホームページからファイルをダウンロードすることも可能であること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月9日（月）午前11時00分

岩手県庁舎 8階 8-L会議室

（入札書を直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

4 その他

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 入札の参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、申請書及び入札参加資格確認資料を令和8年2月26日（木）午後5時00分までに3(1)の場所に持参のうえ、1部提出しなければならない。

- (3) 入札への参加

4(2)により提出された書類を審査した結果、入札参加者資格を有すると認められた者に限り、入札参加できるものとする。

- (4) 入札の無効

この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

- ア 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、調達手続について停止の措置を行うことがある。
- イ 詳細は、入札説明書による。